

水産物の名称表示

- 止まらない偽装表示と規制の強化 -

東京海洋大学先端科学技術研究センター

教授 末 永 芳 美

第**512**号
(第44巻 第8号)

編 集 財団法人 東京水産振興会
発 行

水産物の名称表示

止まらない偽装表示と規制の強化

東京海洋大学先端科学技術研究センター

教授 末 永 芳 美

一 はじめに

ここ数年、食品に関する事件は引きも切らない。我々の食を、根底からくつがえす BSE（牛海綿状脳症）や鳥インフルエンザといった食の構造を左右する問題から、消費者の信頼を裏切る食品の偽装表示の問題まで様々な事件が起きてきた。食の安全・安心は身近なだけに、食の問題は今や国民全員にとっての課題となったといつてよがる。

安全で安心な食の選択にとって、食品に付される表示は、本来食料生産者たる農業者・漁業者、流通業者、製造・販売業者、消費者の間の「信頼」のリレーとなるべきものである。

しかしながら、現在も、消費者の信頼を裏切る食品の偽装表示事件はあとをたたない。

新聞恒例の「一〇大ニュース」は、こう伝えている。

二〇〇七年の第一位のニュースは「発覚した食品偽装の数々」(二〇〇七・一一・二二朝日新聞)、そして二〇〇八年の第一位も、「中国製輸入食品で農薬混入禍」(二〇〇八・一一・一三朝日新聞)と、なんと二年連続で、食べ物にかかわる事件がトップニュースを飾った。

二〇〇七年一月の消費期限切れの牛乳を使用した不二家を皮切りに、毎月のように有名企業、老舗料亭等が紙面をにぎわせ、二〇〇八年には、中国製輸入食品だけでなく、事故米の流通問題なども続発した。

同紙は国民の声を、「偽装に始まり、偽装に終わった」(東京、三九歳女性ほか多数)、「なにを食べたらよいか分からない」(千葉、四八歳女性)、〇八年に入ると「安全な食材は自力調達するしかない」と思い、野菜づくりを精をだしている(滋賀、六四歳男性)、「冷凍食品や出来合いの惣菜を使わず、おかずをなるべく手作りしたら家族に大好評」(東京、三九歳女性)と伝えている。

二〇〇八年に起きた毒（農薬）入り中国産ギョウザ事件を頂点に、国民の食に関する関心（不安・不信）は極に達した感があった。二〇一〇年になって中国政府は毒（農薬）を注入した犯人を検挙したものの、これでもって、食べ物への不信感が拭い去られるとは考えにくい。

水産物についてみれば、やはりカニやフグ等の偽装問題が世間をにぎわしてきた。ウナギの偽装表示問題は毎夏の土用の丑の日の頃の恒例事件の感さえある。

現在では、食品偽装は、犯罪とみなされるように国民と社会の認識は変化してきた。水産物を含め食品の表示に関しては、表示をよく見るとする国民が多いのも事実であり、反面、表示が分かりにくいと思う国民が多いのもまた事実である。

それは、食品の表示に関係してはいろいろな法律があり、関係する官庁が多数あり、複雑なためであり、表示が分かりにくいとの国民の不満の声も多かった。そのため、時の政府は、消費者の立場にたつて組織体制を見直そうと、新たに平成二二（二〇〇九）年九月一日から内閣府に外局として消費者庁を、また、独立して消費者委員会を設立した。行政の中の体制がどのように変わったのかも触れてみたい。

そのために、本稿では、食料の生産者と消費者をつなぐ橋渡しとなるべき食品の表示制度の変遷、表示の仕組み、表示に関係する法律等について述べ、なかでも生鮮水産物や水産加工食品（以下、特に断らない限り併せて「水産物」と記す。）の表示に関して見つめなおす材料を提供しようとするものである。

食品の表示が分かりにくいと
思う国民が多い

水産物は、漁業という産業のあり方から由来する水産物特有の表示の仕組みがある。そのため、表示の指針となる「魚介類の名称のガイドライン」等のガイドラインがそれをおぎなっている。

筆者は、二〇〇七年に、このガイドラインを見直すための「魚介類の名称のガイドライン検討委員会」の委員長を水産庁長官から委嘱されて、この検討にかかわる機会をえた。この委員会は、すべて公開の下に、開催されており、議論の内容なども水産庁の公式ホームページに掲載されている。しかしながら、公開されているといっても、多忙な国民がみな傍聴するというわけにはいかない。そのため、記憶に残った参考になる議論なども付言しておきたい。

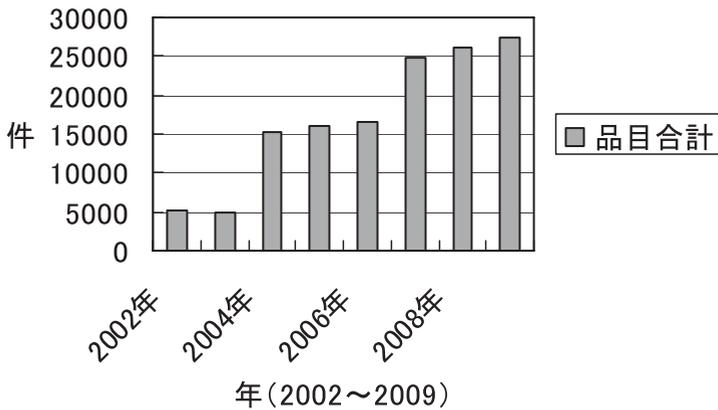
二 食品表示に関する国民の関心の高まり

食品の表示に関し国民の関心がとみに高まっていることは、個々人が自身を省みても自覚されることである。

国民の関心の度合いを見る具体的な指標として、農林水産省が公表している「食品表示一一〇番への問い合わせ実績」がある(図1)。

食品には、色々なものがあるので、すべてをあわせた品目横断での問い合わせ件数の合計数をみると、統計を取り始めた二〇〇二年から比べても二〇〇九年には約五倍

図1 食品表示110番問い合わせ実績(品目合計)



出典：農林水産省の「食品表示110番」の統計から筆者が作成。以下、
図2、3とも同じ。

注：2004年度から年度での数字が公表され、それ以前は年度数字がないため暦年で計算している。以下、同じ。

以上に増加している。その件数は、二〇〇九年では二万七、三五六件にも及んでいる。この統計は、農林水産省の農政事務所、地方農政局及び本省と独立行政法人農林水産消費安全技術センターへの問い合わせを集計対象として農林水産省がとりまとめたものに限っている。食品に関しては、これ以外に厚生労働省や都道府県等の保健所や都道府県市町村の消費生活センター等への問い合わせもなされているであろうから、それを併せればその総数はさらに膨大な数字となるであろう。

では、品目合計のうち、品目別でどのような品目について問い合わせが多いかを見てみると、二〇〇九年度で一番多かったのは加工食品が五七%、次いで生鮮食品と米麦がいずれも一九%、そしてその他五%となっている。

これまでの八年間の変化をみると、統計スタート年の二〇〇二年の問い合わせは加工食品が四〇%、ついで生鮮食品が三七%、米麦が一〇%そしてその他が一三%の順だったことから、最近加工食品の問い合わせが増加してきている。そのため、それ以外の品目の問い合わせの比率が小さくなっている。事故米事件との関連は定かではないが、米麦の比重も増えたことにより、最近米麦と生鮮食品の比重がほぼ同等になって推移している。

水産物にかかわる表示としては、生鮮食品と加工食品が関係する。

そこで、まず、加工食品の問い合わせ実績を見てみよう(図2)。

これを見ると、基本的には食品偽装が一〇大ニュースのトップとなった二〇〇七年

加工食品についての問い合わせが増加

図2 食品表示110番への問い合わせ実績(加工食品)

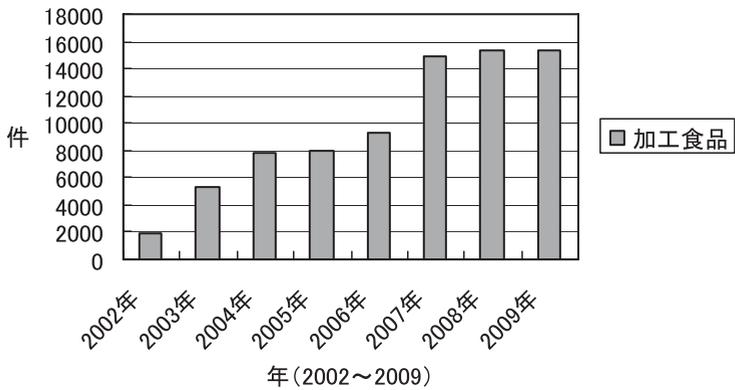
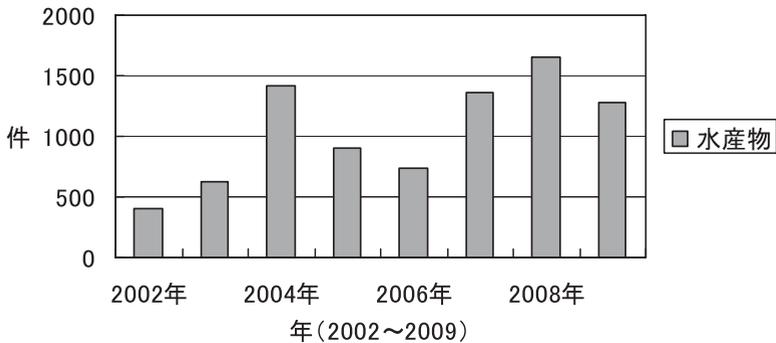


図3 食品表示110番問い合わせ実績(水産物)



水産物は二〇〇四年度と二〇〇八年度に問い合わせが急増

以降大幅に増加している品目合計と同じ傾向を示している。

次に、水産物としてはもっとも代表的と考えられる生鮮食品のうちの水産物の表示に関する問い合わせの動向を見てみよう(図3)。

生鮮食品の水産物についての問い合わせでは、二〇〇九年ベースで見ると品目全体では三万件弱、加工食品では二万件弱のオーダーに対し、水産物については二万件弱のオーダーと一桁少ないことが見て取れる。水産物も基本的には増加傾向にあるが、二〇〇四年度と二〇〇八年度に問い合わせが急増している。筆者が農林水産省担当部局との意見交換をした結果、考えられるのは、水産物の表示の基礎となる「魚介類の名称のガイドライン(中間とりまとめ)」が二〇〇三年三月に中間取りまとめされ、水産庁長官通達が出されたことと、二〇〇七年七月に改訂版の「魚介類の名称のガイドライン」が水産庁長官通達として出されており、出された翌年にかけて若干遅れ気味に問い合わせが増加したり、また、二〇〇八年にはウナギの偽装表示問題が世間を騒がせたことの余波も問い合わせ件数増加に影響しているのではないかと見られる。

三 事例で異なる適用法律

食品の表示に関して、多くの事件が報道されているものの、自己や仕事に関係ない時には、通常は読み流したり、聞き流したりするものである。しかし、詳細に眺めて

いくと食品表示の事件の処理について対応が結構異なっており、対応する官庁も異なることがわかる。

それらの事例を、いくつか見てみよう。

(一) JAS法と食品衛生法によるケース

赤福餅の赤福について、公表されている情報をたどると、表1のとおり農林水産省の出先機関と県の機関である保健所の二つの機関が、調査・検査を実施している。最初は任意の調査を両機関とも実施し、権限に基づく立入調査又は立入検査を実施している。その結果として、この事件に対し二つの公的機関の下した処分は表2のとおりであった。

三重県に本社のある「赤福」で二〇〇七年に起きた事件は農林水産省と三重県伊勢保健所が別々に、又は合同で調査や立入検査を実施し、処分も別々にそれぞれが行っていることがわかった。

では、法律が異なり、行政機関が異なることにより、処分はどのような違いがあったのだろうか。

JAS法を所管する農林水産省では、同法第一九条の二三で、「大臣が、製造業者が守るべき基準を定めなければならない」としており、同第一九条の二三の二で、「製造業者等は定められた品質に関する表示の基準に従い、表示をしなければならぬ」となっている。そして同第一九条の一四で、「表示事項を表示せず、遵守事項を違

二つの公的機関が別々に処分を行う

表1 赤福に関する公的機関の調査・検査状況（2007年）

月日	機関	部署	調査形態	調査先
9月19日	農林水産省	東海農政局	任意調査	赤福本社、本社工場、名古屋工場
		近畿農政局	任意調査	大阪工場
9月26日、 10月3日	農林水産省	東海農政局、消費 安全技術センター	立入検査	赤福本社、本社工場、名古屋工場
10月18日	三重県	伊勢保健所	調査	赤福本社工場
10月19日、 21日	農林水産省		立入調査	赤福本社工場、名古屋工場、大阪工場、関連会社
10月19日、 20日	三重県	伊勢保健所	立入検査	赤福本社工場

注：該当機関のプレスリリースを元に整理した。

表2 赤福に対する公的機関の処分（2007年）

機関	処分日	根拠法条項	処分内容
農林水産省	10月12日	JAS法第19条の14第1項	指示
農林水産省	10月22日	JAS法（加工食品品質表示基準第6条第3号内容物の誤認）	指示
	10月19日	同法（同基準第4条第1項第2号ア不適正な原材料表示）	
三重県伊勢保健所		食品衛生法第19条第2項	行政処分・営業禁止

注：表1に同じ。

製造年月日の記載義務は平成
六年になくなる

守しない製造業者等に対し、大臣は表示し、遵守すべき旨の指示をすることができる」とされている。しかるに赤福は、「出荷残を冷凍した上で、『まき直し』と称し、必要に応じて解凍、再包装し、この再包装した日を新たな製造年月日として表示し、この日を起点として新たに消費期限の表示を行っていた」（Ｈ一九・一〇・一二農林水産省プレスリリース）ことから、同法第十九条の二三に基づく表示基準である「加工食品品質表示基準」（Ｈ二二・三・三三農告五二三号）の第六条第三項に表示してはならない事項として「その他内容を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示」を定めており、「新たな消費期限」を表示していたことが「内容を誤認させるような表示」に当たるとして、速やかに適正な表示に是正するよう指示を出したものである。

では、食品衛生法の観点で、厚生労働大臣の他の法の権限を有している県知事（保健所長）は、どう対応したであろうか。赤福は従前から製造年月日を表示してきたが、製造年月日の記載義務は平成六年になくなった。日付表示について、製造年月日から消費期限または品質保持期限（賞味期限）に切り替わったことから、この製造年月日自体は同法律の違反の対象ではないこととなっている。「この再包装した日を新たな製造年月日として表示し、この日を起点として新たに消費期限の表示を行っていた」ことが同法に触れるか否かが検討されたと考えられる。食品衛生法は「食品衛生上の危害の発生の防止（第一条）」を目的としていることから、危害の発生の観点

「科学的・合理的根拠に基づかない消費期限」を根拠に違反と見なす

から検討したと考えるのが当然だ。その結果、処分（無期限の営業停止）を出した根拠として、『店頭売れ残り品を本社工場に回収し、冷凍保管後、解凍し、包装紙をまき変え、科学的・合理的に基づかない消費期限を付して出荷している行為』を行っていた旨を株式会社赤福から三重県伊勢保健所に対し報告し、赤福自身が違反について「自己申告」してきたとして、「当該事実を三重県伊勢保健所が確認した」ことから処分に至ったとしている（H一九・一〇・一九三重県プレスリリース）。では、この説明のどの部分が食品衛生法の違反に当たるかを見てみよう。それは、「科学的・合理的根拠に基づかない消費期限」を根拠としており、食品衛生法の下食品衛生法施行規則第二二条第一項口では、表示基準は「品質の急速に劣化しやすい食品又は添加物にあつては、消費期限（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。）である旨の文字を冠したその年月日」を当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載すること、とされている。赤福は、一応消費期限を記載はしていたのである。では「科学的・合理的根拠に基づかない消費期限」は法律でもなく規則（省令）でも書かれていないが、どこにそれが書かれているかを探っていくと、「食品期限表示の設定のためのガイドライン 平成一七年二月厚生労働省・農林水産省」という文書が根拠となっている。これは、あくまでガイドラインで、両省が有識者をおつめた「食品期限表示の設定のためのガイドライン」検討委員会がとりまとめたもの

であった。ここには、期限表示設定のための客観的な項目（指標）として、「理化学的試験」、「微生物試験」、一定の条件下での「官能試験」に基づき、期限を設定する必要があるとしているのだ。赤福は、右にいう客観的な試験をせずに、「まき直し」後について当初と異なる消費期限を表示したと、自ら認めたことが食品衛生法第十九条第二項「基準にあう表示がなければ、これを販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。」に抵触したとして、無期限の営業処分を課されたのである。

なかなか、複雑であったが、法律の目的による捉え方が異なり、処分もJAS法では指示、食品衛生法では無期限の営業停止が課されたのである（営業停止処分は三ヶ月と一〇日ほど後に解除されたようである）。

ここでは、たかがガイドラインであると考えずに、このガイドラインが食品衛生法の法律上の違反を規定する根拠とされることに留意しておいてほしい。翻つて、水産物の名称表示においても、法律や品質表示基準で決めきれない部分を「魚介類の名称のガイドライン（平成一九年七月水産庁）」等のガイドラインが補い、またそれが法律の解釈・判断する上での根拠になるのだということを知っておいてほしい。

ガイドラインが食品衛生法上の違反を規定する根拠とされる

（二）不正競争防止法によるケース

二〇〇七年六月の新聞報道に端を発した、北海道で起こった牛肉以外肉等を原料と

ミートホープ事件によりJAS法に盲点があることが明らかに

したとするミンチ肉牛肉偽装のミートホープの事件があったということも記憶に新しい。この事件は、農林水産省の農政事務所と北海道庁との情報伝達がうまくいかず放置されていたが、警察が本件疑惑の捜査に取り組んできたものだ。JAS法は、消費者に対する食品への表示のみが規制の対象だったため、業者間の取引には表示義務が適用されてこなかった。本事件の結果JAS法に盲点があることが明らかになっていくのである。農林水産省は平成一九(二〇〇七)年七月六日公表の『牛ミンチ』事案の事実関係及び今後の改善策に関する調査報告書(概要)において「業務用途向けはJAS法の適用除外であるため、徹底した調査が行えなかった。今後は、業者間取引をJAS法の品質表示義務の適用対象とすることを含め、表示のあり方を幅広く検討する。」としている。かくしてJAS法ではミートホープ社のように加工業者に原材料を販売する業者がする虚偽の表示を罪に問えないことが明らかとなったが、警察により不正競争防止法(法律所管は経済産業省)違反事件として立件され、二〇〇八年三月、裁判により同社長は懲役四年の実刑判決を受けて結審している。

すでに、生鮮食品品質表示基準では第四条の二第四項において、「小売販売業以外の販売業者は、第一項に規定する事項(筆者注：名称と原産地)の表示を、容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書又は規格書等(製品に添付されないものであって、当該製品を識別できるものに限る。)にしなければならぬ。」と規定されていたが、加工食品についてはこのような規定がなかったため、この事件を受け、農林

業者間取引についても抜け道がふさがれた

水産省は法律関係の改正に着手し、平成二〇（二〇〇八）年一月三十一日に加工食品品質表示基準の一部改正（適用同年四月一日から）により、業者間取引に対しても、表示義務が課されることとなった。同基準の第四条の二「業務用加工食品の品質に関し、製造業者等が業務用加工食品の容器若しくは包装、送り状、納品書等（製品に添付されるものに限る。以下同じ。）又は規格書（製品に添付されないものであって、当該製品を識別できるものに限る。以下同じ。）に表示すべき事項は、次のとおりとする。」とされ、「名称」、「原材料名」、「製造者等の氏名又は名称及び住所」の記載を義務付けられた。これをもって、業者間取引についても、抜け道がふさがれたのである。

なお、二〇〇七年十一月秋田県の鶏肉加工販売会社「比内鶏」の偽装事件も、業者間の取引をする販売会社であったためJAS法違反事案とはならず（そのため、農林水産省ホームページにも、不適正表示事件としての掲載もされていない）、警察の捜査で立件され、不正競争防止法（虚偽表示）違反で、懲役四年（求刑同七年）の実刑判決が言い渡されている（二〇〇八、一二、二四朝日等）

（三）景品表示法によるケース

食品の表示の事件で、時々景品表示法による事件が報道されることがある。このケースもそれに当たる。

鹿児島県のデパート山形屋が販売する「地鶏炭火焼と冷やしセット」及び「地鶏炭

火焼セツト」と称する鶏肉加工食品を詰め合わせた商品の通信販売に当たり、インターネット上のウエブサイト及び電子商店街の自社店舗において、プロライターの肉であるのにあたかも地鶏肉を用いているかのように表示して、二〇〇七年一〇月三〇日に公正取引委員会から景品表示法第四条第一項第一号（優良誤認）で警告をつけている。これはインターネット上に誇大な広告をしたことが同法に触れるとして、警告を受けたものである。

（四）法律及び所管官庁により異なる対応

以上見てきたように、役所という縦割りでいくと、保健所（都道府県、政令指定都市）、地方農政局、農政事務所（農林水産省）、公正取引委員会それに警察と色々な役所が食品の表示及びその偽装に関しそれぞれ対応し、また処分、立件等していることが見て取れる。

それは、何故であろうか。

簡単に言えば、適用される法律が異なり、所管官庁も違うからである。表示されている事項が法律違反であっても、その表示義務事項が、どの法律に違反するかで、根拠法と所管官庁が異なるからということなる。

また、昨年二〇〇九年には、食品の表示等、消費者側からみて、どこの官庁に照会したらいいのかわかりにくいということもあり、消費者視点に立った行政の必要性が

適用される法律が異なり、所管官庁も違う

ら、内閣府に新たに消費者庁が設立された。また、消費者担当閣僚も置かれるように時代は変化してきている。食品表示にまつわる、その行政機関の機構、分掌のことは後述する。

三 表示にかかわる複数の法律

食品表示に影響力の大きい法律が食品衛生法とJAS法

これまで見てきたように、食品表示にかかわる問題は複数の法律が関係していることが推察された。そのうち、食品表示に影響力の大きい法律が食品衛生法と、JAS法である。それに加え景品表示法、さらには特定健康保健法、計量法、不正競争防止法なども関連がある。

それでは、食品表示にとって主要な法律の内容について具体的に見て行こう。

(一) 食品衛生法

食品衛生法（現行法）はその目的を第一条でうたっている。それは、次のとおりである。

「この法律は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって健康の保護を図ることを目的とする。」

また、この法で求められる表示及び広告については、第四章（表示及び広告）の中の第一九条及び第二〇条に規定されている。

第一九条「内閣総理大臣は、一般消費者に対する食品、添加物、器具又は容器包装に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、消費者委員会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物又は前条第一項の規定により規格若しくは基準が定められた器具若しくは包装容器に関する表示につき、必要な基準を定めることができる。

第二項 前項の規定により表示につき基準が定められた食品、添加物、器具又は容器包装は、その基準に合う表示がなければ、これを販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。」

としており、実際この第一九条を根拠に、表示すべき基準が定められている。

また、第二〇条で

第二〇条「食品、添加物、器具又は容器包装に関しては、公衆衛生に危害を及ぼす恐れがある虚偽の又は誇大な表示又は広告をしてはならない。」

と虚偽表示を禁止している。

具体的な表示の基準は食品衛生法施行規則で

そして、食品衛生法で求める食品又は添加物であつて販売の用に供するものの具体的な表示の基準は、食品衛生法施行規則におろしている。

食品衛生法に係る詳細な表示
基準は四三項目にも及ぶ

その施行規則の第二一条で要求する表示基準を規定している。そして、どのような食品又は添加物を対象にするかを、別表三を置き、そこに一四種類の対象食品・添加物を定めている。これに加え乳及び乳製品及びこれらを主原料とする食品も表示義務があるので、対象食品・添加物は合計で一五種類(グループ)ということになる。

なお、この一五種類(グループ)については、容器包装に入れられたものを表示義務の対象としている。JAS法が加工食品のみでなく、包装のされない生鮮食品全般にも及ぶことの違いに留意する必要がある。

そして、食品衛生法に係る詳細な表示基準は施行規則第二一条に^①規定されており、四三項目にも及ぶが、具体的には名称、消費期限・賞味期限、製造所又は加工所の所在地と氏名(法人の場合はその名称)、添加物、アレルギー物質を含む六種類と乳製品を含む表示、保存方法、缶詰食品の場合は主要原材料名、食肉にあつては鳥獣の種類のように多岐にわたって表示するべきものを定めている。

(二) JAS法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)

この法律は、食品衛生法とならぶ食品表示については重要な法律となる。特に水産物の表示に関しては、先の食品衛生法が生鮮の野菜や水産物のように天然で手の加わっていないものは、一部の生鮮食品を除き、対象としないのに対し、この法律は、名称と原産地表示記載義務を求めており、直接これらの農林物資にかかわってくるとい

農林物資の品質の改善と消費者利益の保護という二つの目的

う意味で関係が深い。

JAS法は二つの目的を持った法律だといっていだろ。まずひとつはJAS規格の制度を定めて農林物資の品質の改善などを目差す点と、二つ目が、農林物資の適正な表示を図って消費者の選択の判断を助け消費者の利益の保護を図るうとすることである。具体的には、次のように目的が書かれている。

第一条「この法律は、適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによつて、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示をおこなわせることによつて一般消費者の選択に資し、もつて農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に寄与することを目的とする。」
としている。

JAS法による表示の仕組みは、食品衛生法のそれとは異なっていて、JAS法の下に施行令（政令）、施行規則（省令）があり各機関ことの権限の明確化や様式等必要事項が定められている。表示の規定は、JAS法第十九条の二三の下に品質表示基準制度があり、具体的にその基準を総理大臣（消費者庁が内閣府に設立される前は農林水産大臣）の告示によつて、基準として示している。その基準はどのようになっているのであろつか。

一般的に適用される品目横断
的な品質表示基準

具体的には平成一一（一九九九）年にJAS法が改正され、平成二二（二〇〇〇）年に、一般的に適用される品目横断的な品質表示基準が定められた。

この品目横断的な基準については、まず、生鮮食品一般にかかる「生鮮食品品質表示基準」と、加工食品一般に係る「加工食品品質表示基準」の二つに大きく分かれる。これに加えて一般適用になる基準として、「遺伝子組換え食品品質表示基準」があり、これは遺伝子組換え農産物が使われる食品には、生鮮食品と加工食品を問わず関係する基準である。

生鮮食品については、さらに個別の生鮮食品ごとに、「玄米及び精米品質表示基準（以下、品質表示基準を略す）」「水産物」「しいたけ」の三種類について表示基準が定められている。

加工食品については、その種類が多いため、個別の加工品ごとに「食用缶詰・瓶詰」「飲料」「食肉製品・魚肉ねり製品」「水産加工品」等ごとに表示基準が定められている。加工品に関する表示基準の数は四六に及んでいる（二〇一〇年七月現在）。

品質表示の体系は図3に示すことができる。

なお、加工食品の中でも、国内で製造・加工される加工食品の原料に使われた二次産品については、経済のグローバル化や、加工食品の中には、原料の原産地によって商品の差別化がされるものがある（例えばうなぎかば焼）ことから、これらの商品については原料原産地の表示の要望が強く出されるようになってきた。手始めとして、

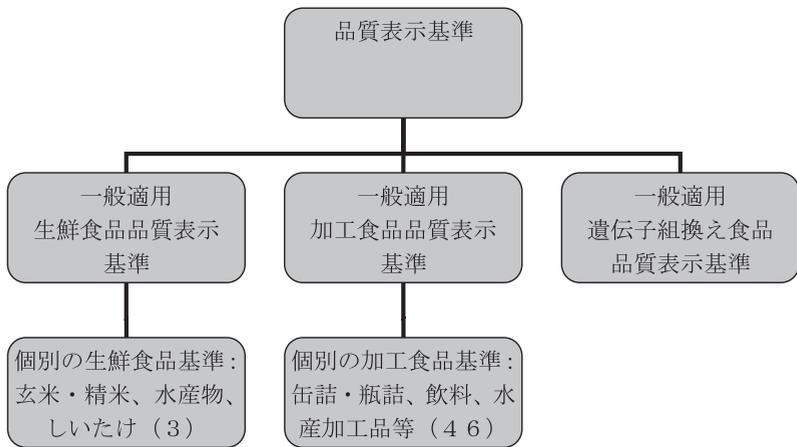


図3 品質表示基準の体系

二〇の加工食品群が原料原産地義務表示の対象に

平成二二(二〇〇〇)年に梅干しとらっきょう漬けから義務付けが始まり徐々に拡大されていった。以降、個別品目ごと農産物漬物やうなぎかば焼などの八品目について原料原産地の表示が義務づけられた。しかし、個別品目ごとではなかなか対応が困難な面もあるので、平成一六(二〇〇四)年九月一四日に改正加工食品品質表示基準が施行された。

現在では、次の二〇の加工食品群が原料原産地義務表示対象として横断的に定められている。

以下、それを示しておこう。

改正加工食品品質表示基準別表二(第三条関係)(原料原産地表示の義務化のある食品群)

乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実(フレーク状又は粉末状にしたものを除く。)

塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実(農産物漬物品質表示基準(平成二二年一月二八日農林水産省告示第一七四七号)第一条に規定する農産物漬物を除く。)

ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん(缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)

異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの(切断せずに詰め合わせたものを除く。)

緑茶及び緑茶飲料

もち

いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類

こんにやく

調味した食肉（過熱調理したものをのぞく。）

ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵（缶詰、瓶詰およびレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）

表面をあぶった食肉

フライ種として衣をつけた食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）

合挽肉その他異種混合した食肉（肉塊又は挽肉を容器に詰め、成型したものを含む。）

素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類（細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。）

塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類

調味した魚介類及び海藻類（加熱調理したもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）

ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類（加熱調理したもの並びに缶詰、瓶詰及びレ

トルトパウチ食品に該当するものを除く。）

表面をあぶった魚介類

フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）

または に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）

このうち、線を引いた食品群は水産物にかかる原料原産地表示が義務付けられているものである。右の水産物について、この表示をしていなければJAS法違反とされるので留意する必要がある。

また、四六ある加工食品に係る基準のうち、上述したように加工食品品質表示基準で横断的に原料原産地表示が二〇食品群で義務付けられているが、個々の品質表示基準のなかでも、「野菜冷凍食品」、「農産物漬物」、「うなぎ加工品」及び「削りぶし」に係る四基準については、経緯上、別途に、原料原産地表示が義務付けられているのでこの点も喚起しておく。線を引いたものは水産物が対象になっている。なお、「農産物漬物」については、野菜などの漬物に削りぶしやこんぶ等の水産物を加えたもの（ただし、水産物の使用量が農産物の使用量より少ないものに限る）が含まれるため、水産物も関係する。

特になぎ加工品について、以前に原料原産地の偽装で大きな事件が起きたにもか

かわらず、過去の教訓が生かされていないようで、現在（二〇一〇年七月）も台湾産を愛知県産と虚偽表示した事件が起きている。

なお、原産地等の悪質な偽装表示事件が多数発生したことから、平成二二（二〇〇九）年のＪＡＳ法改正によって、「原産地について虚偽の表示をした飲食料を販売したものは、二年以下の懲役又は二〇〇万円以下の罰金、法人にあつては一億円以下の罰金を科す」との罰則規定が新設された。それとともに、「ＪＡＳ法の指示と命令が行われるときは、併せてその旨の公表が行われる」旨の条項の新設も行われた。水産物では、原産地による価格差（例えば、国産と中国産）が大きいこともあり、虚偽表示事件の多くが原産地偽装である例が多いが、この法律改正後は、ＪＡＳ法で直罰規定が整備されたので、従来より一層厳しい措置がとられることとなるとともに、有無もなく、公表がされるようになったということが販売者に周知され、事件が防止されることが望まれる。

なお、以下に述べる「水産加工品」に関しては、個別の品目に表示基準が定められている。「うに加工品」、「うにあえもの」、「乾燥わかめ」、「塩蔵わかめ」、「削りぶし」、「煮干魚類」及び「うなぎ加工品」の七基準である。これらのものについては、個別品目特有の表示義務（例えば塩蔵わかめであれば、食塩含有率など）があるので、個別に確認しておく必要がある。

表示義務に疑問がある場合には、加工食品品質表示基準改正（原料原産地表示等）

直罰規定の整備や公表措置など
ＪＡＳ法が一層厳しく

に関するQ&A（平成二一（二〇〇九）年八月一部改正） http://www.maff.go.jp/j/jas/hyoji/pdf/qa_f.pdfをあたると理解が進むであろう。

（三）その他の法律

景品表示法は消費者庁に全面的に移管

景品表示法は従来公正取引委員会が所管する法律であったが、消費者庁の発足に当たって全面的に消費者庁に移管された。この法律は、市場における公正かつ自由な競争の維持・促進を通じて消費者利益の確保を図る独禁法の特例法から、消費者法に変え、一般消費者による自主的かつ合理的な選択という消費者の利益を正面から確保することを目指す法律となった（『景品表示法』第二版）。勿論、この法では優良誤認や有利誤認表示を規制するものである。

計量法は、食品に限ったものではなく多様な商品について規定しているが、その中で計量販売される可能性の高い商品の中から、消費者保護の観点から規制すべき特定商品として、液化石油ガスや灯油などの他にも食料品が定められており、精米・麦米といったものから魚（魚卵を含む）、貝、いか、たこその他の水産動物（食用のものに限り、哺乳動物を除く。）並びにその冷凍品及び加工品、海藻及びその加工品なども入っている。これらに対する重量（こと誤差）（量目公差）（範囲などが定められている）。

健康増進法に基づく保健機能食品に対する表示もある。食品のアレルギー表示は既

出の食品衛生法の食品衛生法施行規則により平成二三（二〇〇一）年に通知され、平成一四（二〇〇二）年三月から表示義務化されている。卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かにの七品目が義務化されている。

不正競争防止法は、食品に限らず、例えば自分の商品に著名商品と同一ないしは類似な商品等表示を使用した商品（偽ブランド品）を譲渡したりする等の不正な競争を規制するものである。食品偽装での適用例は既述のとおり。なお、遺伝子組換え食品の表示がJAS法と食品安全法とで求められているが、詳細は略する。

五 食品表示制度の制定の経緯

（一）食品表示制度の制定の流れ

ここで、食品表示制度を全体的に戦後からの大きな流れから見てみよう。

昭和二〇年代についていうと、まず昭和二三（一九四七）年に食品衛生法が制定されている。ここには「販売の用に供する食品等につき、公衆衛生の見地から必要なものには、一定の標示を義務付ける旨及び公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽の標示等を禁止する」旨規定された。翌二三（一九四八）年に、食品衛生法施行規則が制定され、標示を行うべき食品等を定め、標示すべき事項が規定された。

なお、昭和二五（一九五〇）年に、農林物資規格法（JAS法）が制定されている

昭和二二年に食品衛生法が制定される

が、このときはJAS制度の創設であり、食品表示が対象ではなかった。

昭和三〇年代に入ると、食品衛生法関連では同三二（一九五七）年に、標示基準に違反する食品等の販売禁止が定められた。また、同三六（一九六一）年には、名称標示の義務化がなされた。JAS法について動きはなかった。しかし、同三七（一九六二）年に、表示に関連する「不当景品類及び不当表示防止法」が制定されている。

昭和四〇年代に入ると、同四四（一九六九）年に食品衛生法関連で「容器包装に入られた加工食品について、名称、製造所所在地、製造者氏名及び一定の添加物を含む旨の標示の義務化」がとられた。同法は、同四七年にこれまで用いていた「標示」を「表示」に改正し、外に示す意思を強く出している。また、公衆衛生に危害を及ぼすおそれのある誇大な表示及び虚偽又は誇大な広告の禁止を追加している。

昭和四七年に「標示」から「表示」に改正

注：「標示」⇨目じるしとして示すこと。「表示」⇨はつきりと外に現れた形で示すこと。（旺文社標準国語辞典）とされているが、厚生労働省の資料からは「標示」は「食品等及び容器包装に関し明示された文字等」、また「表示」は「容器包装されているものばかりでなく店頭に掲示や添付文書に記載されたものを含む。」としている。

他方、同四五（一九七〇）年にはJAS法改正により、対象はJAS規格制定品目

だけに限定されていたが、品質表示基準制度が創設され、翌四六（一九七二）年に最初の果実飲料と炭酸飲料についての品質表示基準が制定されている。その後、品目ごとに順次制定されていくことになる。なお、景品表示法関連では同四六（一九七二）年に、公正競争規約が飲用乳（同四三年＝一九六六年）、食肉（同四五年＝一九七〇年）、チョコレート類（同四六年＝一九七一年）、果実飲料等（同四六年＝一九七一年）と認定されていく。

昭和五〇、六〇年代は動きがない。この点は次の（二）で解説する。

平成に入ってから、食品衛生法関連では平成元（一九八九）年に、化学合成品に限っていた添加物の表示をすべての添加物について表示することが義務化された。JAS法関連では、平成五（一九九三）年にJAS法を改正しJAS規格品に限っていた品質表示基準を、それ以外の農林物資についても拡大されることとなった。

翌、平成六（一九九四）年には、食品衛生法とJAS法ともに、日付表示として「製造年月日」記載を要求していたものを、食品衛生法では「消費期限」又は「品質保持期限」の表示を、JAS法でも同じく「製造年月日」を、「消費期限」または「賞味期限」を表示するよう改正された。これに対し、国民の間から両法律の間の「品質保持期限」と「賞味期限」がどう違うか分からないとの声に、平成一五（二〇〇三）年七月に「品質保持期限」も「賞味期限」に用語統一されることになる。

平成八（一九九六）年には、JAS法関連で青果物（ブロッコリー等五品目）の原

加工食品のすべてについて賞味期限等の表示が義務化

産地表示を義務化し、平成一〇（一九九八）年には、こぼう等四品目を追加した。

そして、平成一一（一九九九）年にJAS法の改正をおこない、品質表示制度を大幅に改正した。その内容として、個別品目ごとの品質表示を、すべての飲食品を表示対象に拡充するとともに、表示違反に対するペナルティーを強化したのである。

翌年の平成一二（二〇〇〇）年には、生鮮食品すべてに原産地等の表示が義務化される。このことは当然、生鮮魚介類も対象に入ってくるようになったのである。一三（二〇〇一）年には、加工食品のすべてについて賞味期限等の表示が義務化されることになった。それとともに、加工度の低い農産物漬物（梅干し、らっきょう漬け）の原料原産地表示の義務化がなされ、その後順次水産加工品等が追加されていくこととなった。この年には、加えて食品衛生法で遺伝子組換え食品とアレルギー物質の表示義務化が、また、保健機能食品の表示も規定された。JAS法では遺伝子組換え食品の表示義務化と「有機」農産物表示規制がなされた。

そして、平成一四（二〇一二）年には、続発する不正表示を踏まえ、JAS法が改正され、不正表示の抑止を図るため、公表の迅速化（改正前は、指示に従わない場合のみ公表していたものを、指示を行った場合原則同時に公表）と罰則の大幅強化（改正前は個人・法人とも五〇万円以下の罰金だったのを、個人に対しては一年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金、法人は一億円以下の罰金に）された。

(二) 食品表示が求められるようになった社会経済的背景 特に水産物について

上に述べたように、昭和五〇〇六〇年は食品の表示の関係では動きはなかったが、日本円が強くなる等経済の状況の大きな変化で、日本人を取り巻く食環境は大幅に変化していた。この頃は、ちょうど食品に対する表示制度も変わらざるを得ない、制度を生み出す醸成の時期であった。水産物の観点から見てもこう。この時代は、世界の二〇〇海里体制の確立と、その後の日本経済の伸張と、プラザ合意後の急速な円高が様々な食料品の輸入を促進してきた。特に水産物に限っては、二〇〇海里規制と相まって外国産の魚介類の輸入を急増させた。しかしながら、市場に並ぶ水産物について名称、原産地を付する表示の制度もなく、平成七〇八(一九九五、九六)年ころには商品を選択する消費者側からこれに対する不満が高まり、社会問題化してきた(一例として、左載の新聞記事を参照)。上述のように青果物のプロットリー等五品目の原産地表示が義務化されたのは平成八年からである。

他方、二〇〇海里時代の始まる前の昭和四八(一九七三)年の魚介類の輸入量は六六万トンだったものが、その後倍々ゲームのように急増していき、平成一三(二〇〇一)年には昭和四八(一九七三)年の五倍以上もの三八二万トンの輸入水産物である、その輸入量はピークに達した。この頃、店頭では水産物は、切り身商材での販売形態への変化もあいまって、魚種判別の困難さ、産地情報等の不足が顕在化していた。そのため、(財)食品生活情報サービスセンターが水産庁から水産物の表示実態の調

店頭の水産物について魚種判別の困難さ、産地情報の不足が顕在化

水産物の名称表示問題を取り上げた新聞記事（1997年5月19日付東京新聞夕刊）



（編集者注：東京新聞の許諾を得て掲載しています。）

査委託を受け、これを基に（財）食品流通改善促進機構が平成六（一九九四）年に、当面は民間の自主的なガイドラインとして「水産物表示ガイドライン」を定め、関係団体に通知したのである。水産庁は平成六（一九九四）年の六年間、このガイドラインの定着状況をモニターした。しかし、この間、このガイドラインの徹底は図られず、表示に対する消費者の不満は解消されなかった。

モニターを通じ、約四分の一に相当するこのガイドラインを遵守しないとされる企業の不遵守理由は 義務化されていないから（三八％） 表示に必要な情報が取れてい

ないから（二九％）等とした。これらを受け、水産庁・農林水産省は法制化による義務化に踏み切ることとし、平成一一（一九九九）年七月ＪＡＳ法を改正し、表示の充実強化を図るべく、すべての水産物も含む生鮮食品品質表示基準及び水産物品質表示基準等を定めた。これをもって、水産物の名称、原産地（輸入魚介類の原産国をふくむ。）及び「養殖」、「解凍」の別等の記載の義務化がされることとなったのは前述のとおりである。そして、表示義務の実施は一年後の、翌、平成一二（二〇〇〇）年七月からとなったのである。

この項、厚生労働省のＨＰ「表示をめぐるこれまでの動き」

<http://www.mhlw.go.jp/shingij/2002/06/s0607-8c.html> 参考文献七および一〇を主に

参照・記述した。

六 ガイドラインの制定

食品の表示に関して、前述した品質表示基準だけで、十分な表示が可能かということ、必ずしもそういうことにはならない。

そもそもガイドラインの位置づけはどついついものかということになるが、それを述べる前に、本稿の趣旨である水産物の名称の表示について、何を根拠にどのような表

何を根拠にどのような表示をしなければならぬか生鮮魚介類を主なケースとして見てみる

示をしなければならぬかということを考えてみると、水産物のうちでも消費者が消費する機会が多いのは概して、加工品より生鮮魚介類であることから、これのケースを主に見てみよう。

まず、生鮮魚介類も生鮮食品の一種であるので、「生鮮食品品質表示基準」によって表示をしなければならぬ。では「生鮮食品品質表示基準」は、販売業者に対し生鮮魚介類にどのような表示義務を求めているかということと、同基準の第三条で「名称」と「原産地」を表示すべき事項としている。これでは「名称」を何でも書いていければいいのかとなることから、同基準の第四条で表示に際して名称は「その内容を表す一般的な名称を記載すること」としなければならぬ、としている。水産物では、世界各国からあらゆる水産物が日本国内に入ってきて、輸入や販売に携わる関係者にとっでは、消費者に好まれ、「優良誤認」されそうな、なるだけ日本でも高級魚に類似した名称で販売することが経営上有利になることは想像に難くない。このため、「優良誤認」を防ぐ必要から、恣意的な名前や一般的な名前でない名前を記載していたら、表示基準に違反することとなるようにしたのだ。では、「一般的な名称」とは何か、というのが更なる疑問として起きてくる。まじめな販売業者であればあるほど、なにをもって「一般的な名称」とするか迷うところであろう。

特に、水産物は、輸入品に限らずとも、地方によっても呼び名が異なったり、成長段階によって名前が変化していくことはよくあることである。そのような、判断に迷

うような場合に、何らかのガイドラインがないことには、基準がそれぞれの販売業者の判断によってバラバラになる恐れも出てくる。そのため、いろいろな判断を統一し、個々の判断が適正であるかずれていないかの参考になる考え方や事例を一般的に指し示す必要がある。そのために「ガイドライン」が必要ということになる。

ここでは、「水産物の名称ガイドラインについて」（平成一九（二〇〇七）年七月）を水産庁が公表しているので、これによりガイドラインの性格を示しておこう。このガイドラインの「で」「ガイドラインの位置づけ」を規定している。それによると「このガイドラインは、生鮮魚介類の小売販売を行う業者等に対し、JAS法に基づき魚介類の名称を表示し、又は情報として伝達する際に参考となる考え方や事例を示すものである。」としている。では、ガイドラインはあくまで参考と考えておけばいいのかということになるが、そう単純に捉えておくわけにはいかない。なんとすれば、上位の法律にいくにつれて、規定は一般的で抽象的となるので、それでは詳細な具体的なことは分らないから、それを分かりやすく指し示すために公的機関（ここでは「水産庁」）がガイドラインを示しているわけである。それと、JAS法の執行、取締りにあたるのは、「食品Gメン」たる農林水産省ほか全国の地方農政局や県単位に置かれている農政事務所に配置されている約二〇〇〇名の表示・規格課の職員である。また、事件が警察による捜索ということになり、違反か否かの判断をするときの指標として参考にするのが、最終的には「ガイドライン」ということになるので、あ

法律の規定は一般的・抽象的なので具体的に指し示すためにガイドラインが設けられる

「生鮮食品品質表示基準」の水産物には冷凍から活魚まで含むので注意を要する

たら単なる参考にすぎないとおろそかにすることはできないであろう。

もう一つ、「生鮮食品品質表示基準」では、「この基準は生鮮食品に適用する。(第一條)」としており、また「加工食品以外の飲食物品」を生鮮食品と定義(第二條)しており、またこの中で水産物を指すとき、「水産物(ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、切り身、刺身(盛り合わせたものを除く)、むき身、単に冷凍及び解凍したものと並びに生きたものを含む。)(別表第(二)条関係(三))としており、通常考える生鮮の魚介類だけでなく、形態も丸のままの魚から刺身の状態になったものまで、また冷凍したものやそれを解凍したもの、それに生きたもの(活魚)と幅広く捉えている。生鮮食品に関する基準という語感から、通常考える生鮮魚介類だけでなく冷凍から活魚までが含まれているのだということは誤解してはならない。

それと、「生鮮食品品質表示基準」のもうひとつの表示義務である「原産地」についてであるが、この基準では水産物については「原産地」の捉え方が農産物や畜産物とは異なる。即ち、水産物は漁船で海上から漁獲してくる、それも場合によっては公海(領海基線から二〇〇海里の外)で漁獲される場合もある。そのため、農産物の「国産品にあつては都道府県名を、輸入品にあつては原産国名」というように、水産物は単純に規定するわけには行かない。そこで、水産物の「原産地」は、「国産品にあつては生産した水域の名称」を書くよう求めており、養殖ものについては「地域名(養殖場が属する都道府県名をいう。)(を、そして輸入品にあつては原産国名」を記

漁業・水産業の所管官庁として水産庁がガイドライン策定にかかわる

載するよう求めている。また水産物の特有性から、漁船が漁場から漁場へ大幅に移動するような場合もあつたりして、水域名の記載が困難な場合もあるので、「ただし、水域名の記載が困難な場合にあつては、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名をもつて水域名の記載に代えることができる。」としている。

これとて、「生産した水域名」といっても単に太平洋とすれば例えば沖縄から北海道までの太平洋側の水域で生産（漁獲）されれば、すべて「太平洋」となってしまうので、では具体的にはどう書くかと疑問を感じる販売業者の方もでてこよう。そのため、これに因應するために「生鮮魚介類の生産水域名の表示に関するガイドライン」が平成一五年六月に水産庁／水産物表示検討会として取りまとめられている。

ここで、JAS法の執行、取締り機関である農林水産省消費・安全局がガイドライン策定にかかわらず、水産庁がかかわっているのは、漁業・水産業の所管官庁として専門知識を有していることによる。

「生鮮食品品質表示基準」には、表示禁止事項として次の

実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語

同基準第三条の規定により表示すべき事項と内容が矛盾する用語

その他製品の品質を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示を定めている。これは当然水産物にもあてはまる。

なお、上記で述べたガイドラインを含め、これまで定められている水産物以外も含

めガイドラインは、次の七つである。線を引いているのは水産物についてのみ関係するガイドラインである。

食品期限表示の設定のためのガイドライン

(平成一七(二〇〇五)年二月 厚生労働省、農林水産省)

魚介類の名称のガイドラインについて

(平成一九(二〇〇七)年七月 水産庁)

生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン

(平成一五(二〇〇三)年六月 水産物表示検討会/水産庁)

刺身盛り合わせの原料原産地等表示自主指針

(平成一五(二〇〇三)年六月 水産物表示検討会/水産庁*)

豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関するガイドライン

(平成一八(二〇〇六)年六月豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関する検討

会/農林水産省総合食料局*)

外食の原産地表示ガイドライン

(平成一七(二〇〇五)年七月 外食における原産地等の表示に関する検討会/

農林水産省総合食料局*)

特別栽培農産物に係る表示ガイドライン(平成四(一九九二)年一〇月、最終改

正平成一九(二〇〇七)年三月/総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知)

表3 「魚介類の名称のガイドライン」制定の経緯

年	月	事 項
1999年		JAS法改正 2000年7月から記載義務化 生鮮食品：「名称」及び「原産地」 加工食品：「名称」及び「原材料名」 (この後、消費者、関係業界から、魚介類の名称につき多くの問合せ)
2000年	11月	水産物表示検討会及び名称作業部会で以下を検討 「魚介類の名称の取り扱いについて」
2002年	11月15日	「中間とりまとめ案」を公表、国民から意見募集 (意見を踏まえ、さらに検討をくわえ「ガイドライン(中間とりまとめ)」へ)
2003年	3月	右の運用を開始
2007年	5月、7月	魚介類の名称のガイドライン検討委員会： 「ガイドライン(中間とりまとめ)」を見直し
2007年	7月	「魚介類の名称のガイドラインについて」とりまとめ

注・・・は通知元の部局

水産物の名称にかかるガイドラインである「魚介類の名称のガイドライン」については、最初は平成二二（二〇〇〇）年一月以降、水産物表示検討会及び名称作業部会において検討をおこなない、平成二四（二〇〇二）年一月一五日に行った「魚介類の名称のガイドライン」について（中間とりまとめ）^{（注）}では、「このガイドラインは、中間的な取りまとめであり、今後、運用状況や流通実態の変化等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行っていく必要がある。さらに、消費者を中心に魚介類の名称表示の適正化が強く望まれていることを踏まえ、今後、農林水産省において、魚介類の名称の一般ルール等の品質表示基準化の検討を行うことが望まれる。」としている。この「魚介類の名称のガイドライン」について（中間とりまとめ）^{（注）}は平成二五（二〇〇三）年三月から運用が開始されてきた。この「魚介類の名称のガイドライン」について（中間とりまとめ）^{（注）}には、今後、必要な見直しを行っていく必要があるとしていることから、平成一九（二〇〇七）年五月一八日及び七月五日に魚介類の名称のガイドライン検討委員会を開催し、見直しの検討を行ってきた（以上、表3を参照）。

ガイドラインの変更のあった主な点は以下のとおりである。

ガイドラインの位置付けを次のように明確にしたこと

「JAS法に基づき魚介類の名称を表示し、又は情報として伝達する際に参考となる考え方や事例を示すもの」

魚介類の種毎の名称の表示

生鮮魚介類は、種により品質や価格に違いがある場合が多いため、種による形態や品質の違いが生産者や流通業者の間で認識され、これが取引価格に反映されている場合には、原則として、種ごとの名称を記載することとする。なお、種に応じて、標準和名を基本としつつ、より広い一般に使用されている和名があれば、この名称を記載できることとする。

例 標準和名キアンコウ アンコウ等

生鮮魚介類の内容をもつともの確に表し一般に理解される名称を記載すること

複数の種の間での形態や品質の差が判然としない等、あるいは消費者の商品選択にとって有用でない場合、その生鮮魚介類の内容を的確に表し一般に理解される名称を記載すること。

例 標準和名 ハマグリ、チョウセンハマグリ、シナハマグリ ハマグリ

標準和名がない種の名称の表示

広く一般的に使用されている和名、原産国での名称、通常の取引名、学名等を勘案し、その生鮮魚介類の内容をもつともの確に表し一般に理解される名称を記載すること。

例 学名 *Sardina pilchardus* (サーディン) イワシ

名称について、地方の重要性も勘案した見直しをしたこと。

例 クロダイ チヌ（関西）、イボダイ シズ、ボウセ（関西）

海外漁場魚介類及び外来種

これらについては標準和名がない種もあることから、消費者に優良誤認（例えば分類学上無関係であるにもかかわらず高級魚介類に似せた名称を付して、あたかもその類縁種であるように誤認させること）を生じさせないような配慮が必要であり、その内容を最も的確に表し一般に理解される名称を記載することとする。

例 外来種の例 *Ictalurus punctatus* 使用できる名称：アメリカカナマス、チャネ

ルキャットフィッシュ 使用できない名称：シミズダイ、カワフケ

交雑種（ハイブリッド：hybrid）・改良種

交雑に用いた魚介類の名称を記載し、「交雑である旨」を併記することとする。

例 交雑種であるブリヒラ（近畿大学の登録商標）の名称の表示例 ブリ×ヒラ

マサ（交雑種）

選択育種を行うなどして作出された魚介類の名称については、当該改良種に使用されている品種名を記載することとする。

例 ドナルドソン・ニジマス

なお、「」のガイドラインは、現時点（平成一九（二〇〇七）年七月）におけると

りまとめであるが、今後の運用状況や流通実態の変化を踏まえた見直しを行うこととする。」とされたことから、現行で関係者が参考にするべきものはこのガイドラインであるが、変化がおこれば見直しすることとする旨が述べられている。

七 表示に向けての一元化 消費者庁の設立

平成二二（二〇〇九）年九月一日、消費者庁及び消費者委員会が発足した。おりしもこの直前の八月三〇日に衆議院議員選挙が行われ、民主党を主体とする新たな内閣が九月一六日に発足した。このため、前政権の置き土産として、消費者庁及び消費者委員会は発足したが、国民の注目を集めることのないスタートとなった。そのため、国民の中にはあまり新組織について認識が高まることがなかった。最初に注目されたのは、官庁の機能や役割ではなかった。この新機関の設立により、入居した民間のピルの家賃が高額すぎるとの報道に関心が集まり、消費者行政、特に食品の表示関係は新たな組織と従来従事してきた厚生労働省、農林水産省、公正取引委員会との関係などがどう変化していくのかなどは余り報道されず、国民はその具体的内容所掌の変化を知る機会も少ないまま、消費者庁・消費者委員会が発足してしまっただけである。

消費者庁は消費者行政、食品の表示には大いに関わりがあるので、このことについて触れておこう。消費者庁は内閣総理大臣を主任大臣とする内閣府の外局として設置

されたが、消費者庁を掌理し消費者行政を担当する内閣府特命大臣必置化をしたことから、消費者担当大臣が担当することとなった。消費者庁の創設が行政組織の肥大化を招かないよう、機構・定員は各省庁からの振り替えによって、特命大臣の下に、消費者庁長官、次長、審議官（二名）、参事官（二名）、八課、二〇二名の小人数の定員で発足した。

この八課体制のうち、執行部門をつかさどるのが表示対策課、食品表示課及び取引・物価対策課であり、特に食品の表示にかかわるのが食品表示課で、JAS法、食品衛生法、健康増進法を担当し、表示対策課は景品表示法を担当、取引・物価対策課は特定商取引法を担当している。

では、消費者庁が設立されて、すべての食品の表示が消費者庁に一元化されたといえるのだろうか。消費者庁には二〇二名の職員がいるとされているが、農林水産省の食品Gメンは約二〇〇名おり、執行の面では消費者庁職員の小人数でまかなえる数ではない。また、食品衛生法の都道府県・政令指定都市等で食品監視を支えているのが食品衛生監視員である。平成二〇（二〇〇八）年の食品衛生監視員は総数七二九人、うち専任数は一二九〇人に及び、対応すべき営業施設総数は三九七万九二七施設となり、消費者庁の手に余ることとなる。では、食品表示にかかる法律はどのような形で、事務所掌が移管されたのであろうか。

まず、消費者庁に全面的に移管されたのが、景品表示法である。これにより、景品

食品表示にかかわる法律についての事務所掌の移管

表示法が対象とする誇大広告等の問題はすべて消費者庁が所掌することとなった。

次にJAS法に關しての移管であるが、次のようにされている。「表示基準の企画立案、執行を消費者庁へ移管。表示基準策定・改正に当たり、農林水産省にあらかじめ協議・同意。農林水産省は、案を備えて表示基準の策定・改正を要請可。執行の一部につき農林水産省に委任。」(参考文献の八「消費者庁」三四ページ)でできることとなっている。つまり、表示基準の企画などの大きな所は消費者庁が立て、表示基準の策定や、今ある基準の改正を消費者庁ができるが、逆に農林水産省から、表示基準を策定していただきたいと、改正していただきたいと要請することもできるということになった。ただ、消費者庁がこれの策定又は改正するにしても農林水産省と協議・同意が必要ということになっているので、主導権は消費者庁が持った協議案件となったということである。執行の面は、上述のように一部委任といっても、定員の關係から、大半を農林水産省に委任せざるを得ないであろう。

食品衛生法は「表示基準の企画立案、執行を消費者庁に移管。表示基準策定・改正に当たり、厚生労働省にあらかじめ協議。厚生労働省は、表示基準の策定・改正を要請可。」(同三四ページ)とされており、JAS法と共に表示の大部分が移管されたことが分かる。次が、消費者庁が、ホームページにて説明している、食品衛生法の業務の移管を説明している文書である。

表示基準の策定・改正の主導権は消費者庁に

消費者庁への食品表示等業務の移管について

平成21年9月1日より、これまで厚生労働省で行っていた食品表示等に関する業務が消費者庁へ移管されました。移管されたのは、食品衛生法や健康増進法の規定に基づく食品の表示に関する下記の制度です。

このため、これらの制度に関する手続き等は、消費者庁で行うこととなりました。

ご面倒をおかけいたしますが、ご理解の程よろしくお願いいたします。

製造所固有記号の届出

保健機能食品制度（特定保健用食品、栄養機能食品）

特別用途食品制度

虚偽誇大広告等に関する制度

遺伝子組換え食品の表示に関する制度 等

問い合わせ先

担当課：消費者庁食品表示課

電話：03 3507 8800（代表）

住所：〒100 6178 東京都千代田区永田町2 11 1

消費者庁

食品ホームページ（リンク先 <http://www.caa.go.jp/foods/index.html>）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/other/ikan.html>

八 水産物の表示の偽装

それでは、水産物の表示の偽装に絞って見ていこう。

農林水産省ホームページ「新着情報」http://www.maff.go.jp/j/jas/sinchaku_arc.htmlから、不適正表示で公表された件数を数えると（二〇〇七年三月～二〇一〇年四月の三年二ヶ月間）、総数（一部有機農産物は除外）で六四件が公表されている。そのうち水産物の不適正表示は一五件となっている。比率にして二三・四％で、四分の一近くに達している。これは、比率として高すぎるのではないが。

違反案件は基本的に全面公表する方向に

なお、違反案件の公表について、基本的に全面公表する方向で動いている。「二〇〇九年一月以降、JAS法に基づく品質表示基準違反への改善指示等の運用指針が改正され、意図的に書類を廃棄するなどにより違反の蓋然性が高い場合には、行政指導をおこなうとともに、その旨を公表することとされた。」（平成二〇年度食料・農業・農村白書）としており、また、食品の表示偽装をした業者について公表することとされてきたが、その後国や県に対するJAS法の対応が統一されていない（県のほうが緩いのではないか）という批判に承えて、農林水産大臣が、「一つの都道府県の場合、知事が改善指示を行い、改善指示を行った場合原則公表するよう国から要請する。」と記者会見（二〇〇八年一月二四日）で答えている。このことから、国と県とのバ

農林水産省と警察庁は食品表示の偽装の取り締まり強化の協定を締結

ラつきも改善がされていこう。違反の公表は、その後、JAS法が改正され（平成二一（二〇〇九）年四月三〇日公布、施行五月三〇日）、「品質表示基準違反に係る指示又は命令が行われるときは、これと併せてその旨の公表が行われるものとする」（法第一九条の三四の二）との条文が新設され、例外なく公表されることとなった。

また、事件そのものへの対応強化も進められている。農林水産省と警察庁は二〇〇七年一月から、食品表示の偽装の取り締まり強化の協定を締結している。違反に対し、JAS法では改善指示を行い、それでも従わないなら指示命令、そしてこの命令に背けば懲役又は罰金ということになる。そのため、協定締結により、懲役又は罰金が速やかにかげられる不正競争防止法による起訴に持ち込むケースが増加していくものと考えられる。それとともに、同上のJAS法改正で、「原産地（原料又は材料の原産地を含む。）について虚偽の表示をした飲食料を販売したものは、二年以下の懲役又は二〇〇万円以下の罰金に処する。」（法第二三条の二）が設けられ、JAS法でも指示、命令、罰金との段階を経ずとも即座に罰せられる規定が取り入れられることとなった。

このことは、後の項で示す水産物の表示違反事例をみればわかるが、水産物の表示違反では原産地（原産国）の偽装の事案が極めて多い。この新規の条文は、水産物を販売する関係者は、直罰されることになったのだと認識し、くれぐれも産地偽装など表示違反を犯さないよう留意する必要がある。

(一) 生鮮食品の違反事件の減少傾向

さて、一般的に、生鮮食品の原産地及び名称に関する違反は減ってきたと農林水産省は認識を示している。それは、牛肉トレーサビリティ法が、国内でのBSEの発生を受けて、平成一五(二〇〇三)年六月一日に制定されているが、このことも生鮮食品の違反減少に影響しているだろう(農林水産省担当部署より聞き取り)としている。

(二) 水産物の不適切表示事件の事例

水産物の偽装表示の事件は後を絶たない

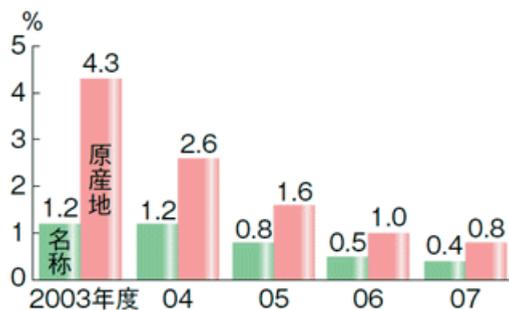
生鮮食品の違反が減ってきたとされるのに、水産物は基本的には生鮮食品として消費者に販売されることが多いなか、水産物の偽装表示の事件が後を絶たない。

そのため、新聞等で報道された事件又は農林水産省が公表した事件の概要を列記してみた。

外国産シジミを混入して茨城県産又は酒沼産と偽り販売(〇七. 八. 二四農林水産省公表)

冷凍エビ及び冷凍ポイルガニを他社の合意を得ず他社名義で販売(〇七. 九. 一二農林水産省公表)

タラコメンタイコ、製造月日を最大四ヶ月ずらす偽装(〇七. 一一. 一九朝日夕刊)
中国産、台湾産の活鰻を国産に偽装し販売(〇八. 二. 二〇農林水産省公表)



資料：農林水産省「生鮮食品の品質表示実施状況調査」
 注：各年度とも小売店舗500万商品以上を対象として、名称及び原産地の表示状況を調査

図4 生鮮食品の不適正表示比率の推移
 (米穀を除く農畜水産物、商品数ベース)

出典：平成20年度食料・農業・農村白書

- タイ産チリメンジャコを淡路産に偽装させ販売（〇八、二、二九農林水産省公表）
- 中国産シロサバフグを国産または山口県産と、プリ（養殖）の不適正産地表示（〇八、三、一四農林水産省公表）
- アブラボウスをクエと表示（〇八、三、一九農林水産省公表）
- ヨロイイタチウオなど中国、韓国産六魚種を長崎県産等と表示（〇八、六、六）
- カニ産地偽装 ロシア産ズワイガニを国産に（〇八、六、二二朝日）
- 中国産を、一色産ウナギかば焼産地偽装等の表示（〇八、六、二五農林水産省公表）
- フグ産地偽装、中国産養殖フグやアンコウを国産に（フグ山口県産、熊本県産に、アンコウを山口県産に）（〇八、七、二三朝日）
- ウナギ偽装、中国産ウナギかば焼きを四万十川産に 不正競争防止法（虚偽表示）の疑い（〇八、八、八朝日夕刊）
- ウナギ産地不当表示、根拠のないかば焼きを愛媛県産に（〇八、八、二七朝日夕刊）
- カツオ節枯れ節 JAS 法違反、枕崎産へ（〇九、一、二三朝日夕刊）
- 中国産ハマグリを国産に、中国産ハマグリを大分県産に（〇九、三、二〇朝日）
- 調理冷凍食品（コロツケ）にベニズワイガニを使用したのにズワイガニと表示（〇九、六、一五農林水産省発表）
- 魚肉ソーセージに紅ズワイガニと異なるズワイガニと一括表示、欄外に表示（〇九、六、二六農林水産省公表）

フグ加工品製造年月日、加工年月日事実と異なる日表示、賞味期限変更（〇九、一〇、一一、一二、一三）
○、九農林水産省発表）

韓国産アナゴを長崎産に（デパートのウナギ・アナゴ販売店）（〇九、一一、一三）
時事通信 iJAMP）

カンパチ原産地異なる表示（一〇、四、二八農林水産省発表）

U 中国ワカメ国産偽装、中国産ワカメを鳴門ワカメと、徳島県警 不正競争防止法で
逮捕（一〇、五、一〇朝日）

V カラフトシヤマモ卵使用を数の子と表示、原材料重量順の不表示（一〇、六、四農
林水産省発表）

W ウナギ、台湾産ウナギかば焼きを愛知県産に（一〇、七、一五朝日夕刊）

収集できた範囲で、合計三件の報道・公表事件を集めたが、このうちの一五件が産
地表示の偽装であった。その比率は六五・二％と、換言すれば、約三件のうち二件が
産地・原産地偽装ときわめて高い比率である。

（四）食品表示違反事件への対応の強化

食品の偽装表示事案への警察
の対応を警察白書から見る

食品表示の偽装事件が社会問題となり、上述のように農林水産省は警察庁と協定を
結び、食品偽装事案への対応の強化に乗り出している。警察の対応を、警察白書から

見てみよう。

食の安全事犯で、警察が乗りだしてくる事件は、食品の産地等偽装表示事犯は二〇〇七年十一月の農林水産省と警察庁の協定締結後、二〇〇七年と二〇〇八年を比較すると、四件が一六件と事件数として四倍となり、顕著に増加している。検挙人数も、二人から五七人と二・七倍に増加している（表4および図5参照）。

九 終わりに 今後の課題と提言に代えて

これまで、食品の表示制度、水産物の表示制度が制定されていった経緯や具体的な違反の事例などについて述べてきた。

食品の表示制度がなぜ、幾多の変遷を経ながら、強化されていったのか。

食品の表示制度の強化・充実の背景には輸入食品の増大と流通システムの変化がある

それは、急速に拡大した輸入食品の増大の中にあつて、自分たちはどのどついう

食べ物食べているのだからか見えなくなってきたことにある。特に水産物は二〇

〇海里時代到来という荒波が、一層急速に水産物の輸入を押し上げた。このような時代背景の下、食品の表示制度の必要性を国民が感じてきたことに異論はないであろう。

また、食品表示制度の制定・充実を加速させてきたものに、流通の仕組みの変化がある。つまり、大規模量販店の流通システムが、店頭での対面販売を縮小させた。消費購入活動の便利さと引き換えに、消費者は店員にアドバイスを受けたり、質問す

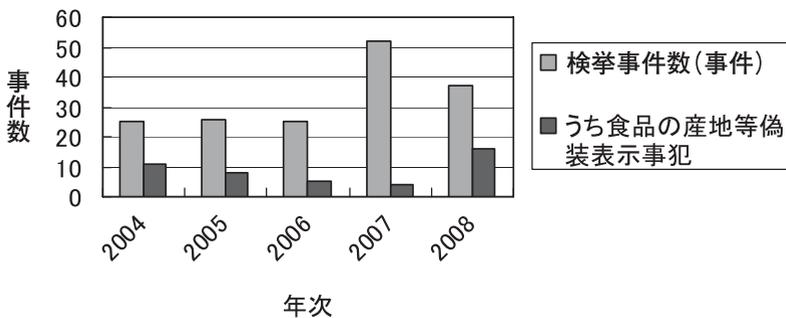
表4 食の安全に係る事犯の検挙状況の推移（2004～2008）

年次	2004	2005	2006	2007	2008
検挙事件数（事件）	25	26	25	52	37
うち食品衛生関係事犯	14	18	20	48	21
食品の産地等偽装表示事犯	11	8	5	4	16
検挙人数（人）	42	37	35	90	91
うち食品衛生関係事犯	21	21	23	69	34
食品の産地等偽装表示事犯	21	16	12	21	57
検挙法人（法人）	11	7	4	5	24
うち食品衛生関係事犯	3	1	1	3	5
食品の産地等偽装表示事犯	8	6	3	2	19

出典：平成21年警察白書

<http://www.npa.go.jp/hakusyo/index.htm>

図5 食の安全に係る事犯の検挙状況の推移（2004～2008）



出典：表4をもとに筆者が作成。

食品表示についての知識や判断基準となる情報量で消費者は常に劣位にある

る機会を喪失させられてきた。口頭による人間同士を通じての情報が減っていく中で、自己の判断で、食品を嗜好して購入せねばならなくなってきた。そのための唯一の伝達手段が食品にかかわる表示となった。それが表示制度の必要性と充実を後押しした。しかしながら、食品に付された情報伝達に偽装や隠蔽が入れば、購入する消費者は何を信じればよいのかということになりかねない。販売する側の業者と、購入する側の消費者との間では、表示を正しいか否かを判断する情報量、また食品情報に関するリテラシー（理解・判断する力）という面で消費者は常に劣位にあり、商品に関する情報量、知識に圧倒的な格差があるわけである。かといって、消費者には情報格差を埋め合わせる対抗手段を持ち得ない状況が長く続いてきた。

そのようなこともあり、嘘のない正確な情報伝達を表示することに、担保を与える仕組みが当然求められてきた。業界内の自主的ガイドラインなども強制力がないことが一層不信感を招く要因ともなった。もし虚偽の表示をした場合の罰則を伴う強制措置の導入がなければ、特に日本における一九八〇年代末～九〇年代初めのパブル崩壊後、製造販売する業者側にあつては、納入先からの値下げ圧力等も受けつつ厳しい経営環境におかれ、他方、何とか廉価な食品を求める消費者のニーズとのギャップが、業者の中に偽装をしてはならない倫理観を抑制できない者もでてきた。このような行為を抑えるためには法律による規制しかありえなくなった。他方、法律を整備するための時間が必要だった。その間に、国民は、製造販売業者等からの「優良誤認」を装

う食品表示偽装により、「過剰な利益」を吸い取られてきた。その怒りと不信感は徐々に大きいものになっていった。食品偽装に対し高い支払いをさせられた消費者も、そのままの状態を甘受することはありえなかった。そのような国民、消費者の不満や怒りが、食の安全や安心を求め、強い規制と取締りの強化を望んでいった。

日本経済の長期低迷は食のグローバル化を進め、日本の企業はより「安い」食材・加工品を求めて海外に出かけて行き、また、海外での委託生産等を増加させてきた。他国の経済の好調を尻目に、いつまでも不況を脱出できない日本経済は、先行きの不安、雇用情勢の悪化も重なり、食品をはじめ節約志向が強まるばかりであった。そして、対外的には、水産物は「買い負け」で水産物の輸入もままならず、輸入水産物で安全・安心でないものが出てきた。その様なことが重なり、食品の偽装問題が、ここ数年の国民の最大のニュースにまでなっていた。

また、偽装をする側も、経済的に弱い中小企業が偽装をするというのでなく、水産物では有名な大手の企業や流通の根幹を担う卸売市場まで食品表示偽装に名を連ねる事態が起きてきた。それは、大手製造又は流通企業が直接手をくださずとも、コスト削減や廉価な材料の供給を取引相手先企業に強いるが故、「未必」を認識したかどうかあるにしても結果として偽装が起きた。しかしながら、どついつい言い訳をしても、自己責任を逃れられるわけではない。むしろ、製造や販売の責任を持つのは、その食品を消費者に販売する者にある。中間業者や委託先企業の責任も逃れられるわけでは

消費者へ販売する者は誰にも
責任転嫁できないよう、制度
も変化

ないが、消費者へ販売する者は誰にも責任転嫁できないように、事実、制度も変化していった。

水産物の表示に関して思う点をここに何点か述べてみたい。

水産物の表示偽装が産地・原産地表示の偽装に偏っていることである。これは、過失でも何でもなく、意図的に原産地を書き換えれば、「濡れ手に粟」の利得が得られる偽装事件でもある。たとえば中国産なのに、国産とする例は枚挙にいとまがない。

このような偽装事件を防げないわけではない。その道のプロである水産物の流通を担う専門家が、偽装にかかわったとなれば水産物は根底から信用を失いかねない。流通の上流が偽装を働けば、末端は防ぎようがなくなる。

魚に関する情報伝達力のある小売店が減り、量販店主体で、かつ、切り身等での流通形態へと切り替わったことが、国民の魚介類への知識・情報の低下及び魚を通じた生産者と消費者の関係の希薄化を招いている。水産物の表示の偽装こそが、水産物の消費を減少させる元凶だと認識する必要がある。

また、消費者の水産物に対するリテラシーを高めるべく水産物の生産・加工製造、流通業者は消費者に力を貸すべきだ。これこそが水産物の消費増大に導く近道である。

その上で、表示に係る事項で一層の改善が検討がされることを望みたい事項を記しておく。

表示の偽装こそが水産物消費を減少させる元凶

現在、刺身盛り合わせは入荷状況が変動する等表示が困難なことから、自主的なカイドラインにゆだねられている。しかし、野菜等では加工食品品質表示基準に既に「異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く）」については、原料原産地表示が義務付けられており、これとの比較においても、水産物の刺身盛り合わせだけいつまでも自主規制というわけにはいかないのではないかと。昨今、刺身も盛り合わせが多くなっている傾向からしても、消費者の知りたいというニーズを先取りしてでも表示を進める必要があるのではないかと。例えば、冷凍マグロの場合、遠洋まぐろはえ縄漁業では日本と台湾の漁船は減船したが、中国の漁船数は増大している。供給比率からすると既に量販店の店頭に並ばない量ではない。仮に「中国産」が一連の食の安全問題で敬遠されているとしても、中国産マグロを刺身盛り合わせ商材として提供する場合には、原料原産地表示の義務はない。原料原産地表示義務を課される加工食品の種類は、ますます増える傾向にある。原産地表示をためらうのではなく、むしろ表示していき、それをして、価格面等その商材の持つ特長に魅力を感じる消費者に選んでもらう等の途をとるべきではないか。

農産物では種子が世界中で共通化するなど、種レベルでの差異がなくなっているにもかかわらず原産地表示は厳しく求められている。水産物の方こそ天然のものが多く、生息した場所も違う。それからすると、農産物以上に産地・原産国を正確に表示する

水産物は農産物以上に産地・原産国を正確に表示する必然性が高い

必然性はより高いと考えられる。産地・原産国を偽装すれば容易に「偽装利得」が得られる。それだけ、悪質性も高いと認識すべきであろう。水産物の製造・販売関係先の社員教育など、倫理教育が一層求められるゆえんである。

他方、水産物に関しては、例えば公海等において同じ漁場で同種の魚を漁獲するのに、外国漁船が獲った場合は外国を原産国と表示しなければならぬのはおかしいという者もいる。確かにそのとおりに思う者もいるかもしれないが、では実際に買いつける価格が外国の漁船のものの方が安価である場合、その点も評価しないとおかしい事となるのでそこを改めようと、言う者はいない。魚介類の原産国によって価格に差があるのに、消費者側には伝えないで、価格差利得を独り占めするのも変であろう。消費者が、同一漁業で同一魚は同じとみなすようになれば、原産国が記載されていないが、いま価格に差がなくなる時であろう。まずは、正直に正確に表示義務を果たすのが大事でないか。

魚介類の名称のガイドライン検討委員会が出た、委員間のやり取りを一つ示しておこう。魚介類の名称のガイドラインで、海外漁場魚介類の一つに豪州近海に生息する標準和名「ゴウシユウマタイ」については、ニュージーランドにも生息するのに「原産国」表示では「ゴウシユウマタイ(原産国ニュージーランド)」とするのはいかにもちぐはぐであるので、それに替わる一般的名称として「マタイ」を認めるべきだという議論があった。片や、別の委員からは日本近海には、タイといってもチダイやキ

正直に正確に表示義務を果たすのが大事

表示だけが「信頼」をつなぐ
コミュニケーションの唯一の
手段

ダイヤクロダイなどがあるなかで「マダイ」は日本のタイのなかでも、最も代表的な魚種であるので、マダイと一般的名称とすることはおかしいとの異見がでた。最終的には、コンセンサスに到達せず、今後の動向を見るところとして様子を見ることとなった。どちらの意見にも一理あるように思えたが、イセエビなどはもともと「伊勢」のエビだったのだから、今ではイセエビ（千葉県地先）と記載しても疑問に感じない。豪州近海のエビでガイドラインには、標準和名を「オーストラリアイセエビ」とするものが名称例として記載されている。これの標準和名に代わる一般的名称例は「オーストラリアスパイニーロフスター」が認められている。これを、一般的名称例として「イセエビ（オーストラリア）」と記載しても、わが国の消費者がなんらおかしくないと感じるか、「オーストラリアイセエビ」を「イセエビ」と表示するのは「優良誤認」表示だと考えるか。

魚売り場に、商品の魚について説明でき正確な情報を伝達できる店頭販売員がいなくなってきた今、表示だけが「信頼」をつなぐコミュニケーションの唯一の手段である。表示の責任は重い。

表示を正直にかつ正確にして、不適正表示事件の公表のないように願うものだ。

最後に、フランスのような食に関して原産地のこだわりを持ち、それを大事にする風土に日本がなっていくならば、表示違反事件も自ずと減っていくのではなからうか。

参考文献

- 一 農林水産省HP <http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html>
- 二 水産庁HP <http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/hyouzai/index.html>
- 三 消費者庁HP <http://www.caa.go.jp/foods/index.html>
- 四 『食品表示検定 認定テキスト・中級』 食品表示検定協会編著 ダイヤモンド社 二〇〇九年一〇月七日
- 五 『三訂 食品表示Q&A 制度の概要と実務に役立つ事例』 食品表示研究会編集 中央法規 平成二〇年八月一五日
- 六 『水産食品の表示と目利き』 須山三千三・鈴木たね子編著 成山堂書店 平成二二年三月二八日
- 七 「行政課題としての輸入魚介類の判別の取組の経緯」 末永芳美著 日本水産学会「日本水産学会誌」 Vol. 75 No.3 May 2009
- 八 『消費者庁』 齋藤憲道編著 商事法務 二〇〇九年一〇月三〇日
- 九 『景品表示法〔第二版〕』 消費者庁表示対策課長 笠原宏編著 商事法務 二〇一〇年五月三〇日
- 一〇 「JAS法の改正と水産食品」 水産庁水産流通課課長補佐 西寄守著 潮流第 二六号 全国町村水産業振興対策協議会 平成二二年
- 一一 財団法人食品分析センター 湯川剛一郎氏 提供資料

一二 『青い目の魚』の見分け方(連載) 末永芳美著 海洋水産資源開発センタ

一 『JAMARC』誌 Vol. 50～55 平成一〇年三月～一二年一二月

時事余聞

：大阪市のマンションで幼い姉弟二人が置き去りにされ死亡した。廊下に出るドアには粘着テープがはられ、廊下にある流し台の水も飲めずトイレに行けなかった。三歳の長女と一歳の長男だった。部屋に残されたのは少量のおにぎりだけだった。泣き叫ぶ声が近隣に伝わったが、母親は二月月近くも遊び回り家には戻らなかった。当然死ぬであろうことは分かっていた。

：昔の親子の情愛はこんなものではなかった。昔の小学校の教科書には「大岡さばき、子ども争い」という話があった。後妻は先妻の産んだ娘を自分の子だといひ張り争いとなった。娘は器量も良く利発だった。大岡越前守が二人を白洲に呼び出し裁きに当たった。二人はお互いに自分の子だといって譲らない。越前守は止むなく「引き取りにせよ」といい渡す。二人の母親は娘を中に、その手を両方から引っぱったのだ。娘は痛がつて泣き出す。実母の方はたまらず手を離す。継母の方は子供を胸元に引き寄せるが大岡裁きの結果は、先に手を離れた母親こそ本物

だといひ、その母親に引きとらせた。

：実はこの話は滝川政次郎博士の「裁判史話」によると原典は旧約聖書、「ソロモン王の裁判」である。それが中国にはいり、日本に渡ったとされる。これは二人の婦人が生死それぞれの子供をめぐつて、「生きてるのはわたしの子、死んでいるのはあなたの子」という。ソロモン王は「生きている子を両断してその半分ずつを二人に与えよう」と裁決する。一婦は「生きている子をそちらの人に与えて下さい。どうかその子を殺すことだけは止めて下さい」と哀願することだけ。他の一人は「それでは申し渡し通りその子を私のものに、あの女のものにさせないで下さい」という。ソロモン王は前者の婦人に子供を下げ渡したというもの。親子の情愛はまことに濃密なもので、切つても切れない絆で結ばれていた。儒教圏内にある日本でもキリスト教圏内にある外国でも親子の情は共通のものだった。それにしても日本の今日ありさまは、どうしたことか。親殺し、子殺しが日常的に報道されている。痛ましくも、悲しくもある。(K)

編集後記

水産物表示の偽装が頻発しています。消費者は安心して生鮮品の類の物を買う場合、いつも大丈夫かとびくびくしながら品物を手にしています。もちろん一見しては分からず、つい原産地表示などに目を止め国内産ならひとまず安心するのが日常的慣習といえましょう。消費者庁が設置されたが、国民の関心は集まらず、直罰できる仕組みも整備されているが、依然として偽装表示は続いています。筆者の克明な評論に感謝申し上げます。

「水産振興」 第五二二号

平成二十二年八月一日発行

(非売品)

編集兼
発行人 中澤 齊 彬

発行所

〒104-0055 東京都中央区豊海町五番九号
東京水産会館五階

財団法人 東京水産振興会

電話(03)三五三三-八二二一
FAX(03)三五三三-八二二六

印刷所 ㈱連合印刷センター

(本稿記事の無断転載を禁じます)

ご意見・ご感想をホームページよりお寄せ下さい。

URL <http://www.suisan-shinkou.or.jp/>